

明治42年法 第36類
被服、手巾、釦鈕及装身用ピン類

明治42年法 商品	区分	書換表示 商品	類似群	備考
被服	5	失禁用おしめ	17 A 04	
	9	防火被服	17 A 06	
	10	医療用手袋（ゴム製のものを除く。）	17 A 04	
	16	紙製幼児用おしめ	17 A 04	
	21	家事用手袋（ゴム製のものを除く。）	17 A 04	
	24	経かたびら	20 F 01	
	25	洋服、コート	17 A 01	※01
	25	セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、水泳帽	17 A 02	
	25	和服（ひもを除く。）	17 A 03	
	25	エプロン、えり巻き、靴下、ゲートル、毛皮製ストール、ショール、スカーフ、足袋、足袋カバー、手袋、布製幼児用おしめ、ネクタイ、ネッカチーフ、バンダナ、保温用サポーター、マフラー、耳覆い	17 A 04	
	25	ずきん、防暑用ヘルメット、帽子	17 A 07	
	25	運動用特殊衣服、マラソン足袋	24 C 01	
	25	地下足袋	22 A 01	
	26	帯留	21 A 02	
衣服				※02
洋服	25	洋服	17 A 01	
コート	25	コート	17 A 01	
パンツ（洋服）	25	ズボン	17 A 01	
パンツ（下着）	25	パンツ	17 A 02	
ネビエシラズ	25	ねびえしらず	17 A 02	
和服	25	和服（ひもを除く。）	17 A 03	
前掛け	25	前掛け	17 A 04	
エプロン	25	エプロン	17 A 04	
手甲	25	手甲	17 A 04	
脚絆	25	きゃはん	17 A 04	
経帷子	24	経かたびら	20 F 01	
帯止	26	帯留	21 A 02	
冠	25	冠	17 A 07	
帽子	25	帽子	17 A 07	
カラ	25	カラー	17 A 02	
カフス	25	カフス	17 A 02	
領飾	25	えり飾り	17 A 04	
襟	25	えり	17 A 03	
襯衣	25	シャツ	17 A 02	
	25	じゅばん	17 A 03	
ツボン下	25	ズボン下	17 A 02	
手袋	10	医療用手袋（ゴム製のものを除く。）	17 A 04	
	21	家事用手袋（ゴム製のものを除く。）	17 A 04	
	25	手袋	17 A 04	
足袋	25	足袋	17 A 04	

明治42年法 第36類
被服、手巾、釦鈕及装身用ピン類

明治42年法 商品	区分	書換表示 商品	類似群	備考
手巾	24	布製身の回り品	17 B 01	
ハンカチーフ	24	ハンカチ	17 B 01	
手拭	24	手ぬぐい	17 B 01	
タオル	24	タオル	17 B 01	
袱紗	24	ふくさ	17 B 01	
風呂敷	24	ふろしき	17 B 01	
釦鈕	14	カフスボタン	21 B 01	
	26	こはぜ, ボタン	21 B 01	
装身用ピン				※03
ネクタイ・ピン	14	ネクタイピン	21 A 02	
ブローチ	14	宝石ブローチ	21 A 02	
	26	衣服用ブローチ	21 A 02	

※01 「被服（頭から冠る防虫網・あみ笠・すげ笠・ナイトキャップ・和装用ひもを除く。）」の書換表示も認められる。

「頭から冠る防虫網・和装用ひも」は、明治42年法第35類に属する。

「あみ笠・すげ笠」は、明治42年法第60類に属する。

「ナイトキャップ」は、明治42年法第64類に属する。

※02 「衣服」の概念は現行の区分になく、また、明治42年法の「衣服」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「衣服」の書換表示はできない。

※03 「装身用ピン」の概念は現行の区分になく、また、明治42年法の「装身用ピン」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「装身用ピン」の書換表示はできない。